

川南町地域集会施設建設等の 補助金交付について

地域集会施設（振興班の公民館）等の新設・増改築の建物本体に係る経費を補助します。



1/2
補助

新設・増改築に要する経費のうち、建物本体に係る経費の**5割**を補助します。

また、高齢者の保健事業や介護予防事業を実施（いきいき百歳体操や地域ふれあいサービス等）している地域集会施設については、2割加算され、建物本体に係る経費の**7割**を補助します。※2割加算分については、令和6年3月31日までの限定措置です。

詳しくは、まちづくり課にお問い合わせください。

補助対象別の補助率

補助対象経費	高齢者の介護予防事業等 を行っている集会施設	左記以外の集会施設	限度額
新築の建物本体に要する経費	7割	5割	300万円
増改築の建物本体に要する経費	7割	5割	100万円
エアコンの設置に要する経費 (町内業者が設置する場合に限る。)	10割	8割	20万円

問合せ先 川南町役場 まちづくり課 協働推進係 TEL:0983(27)8002